

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



第16回通常総会が終了しました



6月25日(火)10時より、浦和コミュニティセンター第15集会室にて第16回通常総会を開催、団体・個人正会員はじめ67名が出席しました。

理事会から推薦された個人正会員の滝澤玲子さんの司会で開会し、議長に個人正会員の仲野知樹さんを選任しました。議事録署名人に個人正会員の青柳則子さん、小田好美さんを選任、書記に活動委員の中村さん、加々美さんを任命しました。

※表決権総数128個中、実出席37個、委任8個、書面62個 計107個(採決時)



▲主催者挨拶：
池本理事長

会を代表し池本誠司理事長から「適格消費者団体として4件の訴訟を含めた差止請求活動も活発に行っており、一般消費者からの情報提供も昨年に比べ倍増しています。団体会員からの推薦と一般公募の消費者で構成される活動委員会も事業者と面談を実施するなど活動が広がっています。行動できる消費者を増やす活動である消費者被害防止サポーターも700人を超えており、地域全体の消費者力を向上する活動を行なっています。特定適格消費者団体としては、訴訟に至った案件はなく、1件申入れしました。持続的可能な活動を進めていくためにはどう進めていけばよいかということが課題です」との挨拶がありました。

来賓挨拶 埼玉県県民生活部消費生活課 課長の関口修宏様から「池本理事長の消費者支援功労者表彰 内閣総理大臣表彰の受賞を心からお祝い申し上げます。さて、県内の消費生活相談窓口に寄せられる相談は59,000件と前年より大幅に増加しており、特に高齢者からの相談は20%以上増加、全体の4割を占めています。高齢者を狙った悪質な事業者は許さないということで徹底した処分を実施、昨年は6事業者に対し12件の処分を行いました。消費者被害の未然防止のためには市町村における見守り体制の充実が第一です。消費者安全確保地域協議会は17市町村に設置済みで、令和3年度には全市町村に設置したいと思っています。消費者被害防止サポーターがゼロの9市町村を解消し、見守り体制を早急に立ちあげ連携を深めていきたい。今後ご支援、ご協力をお願いします。」とのご挨拶をいただきました。



▲来賓挨拶：
関口消費生活課長

議案審議 議長より表決権数を満たし本総会が成立していることが報告された後、岩岡宏保専務理事より第1号議案「2018年度事業報告、活動決算」、第2号議案「定款一部変更」、第3号議案「役員一部選任」の提案、渡部慎太郎監事から監査報告を行いました。質疑応答の後、各議案について採決を行ない、第1号議案、第3号議案は賛成多数、第2号議案は出席表決権数の4分の3以上の賛成で承認されました。

事業報告(一部概要)：

- (株)NTT ドコモ、(株)ディー・エヌ・エーとの差止請求訴訟が継続、(有)台企画、(株)トーソーコンストラクションと裁判を経て和解。「申入れ」を7事業者、「問合せ」を17事業者に送付、消費者裁判手続特例法にもとづく「申入れ」を1事業者に対し送付した。
- 4月4日、全国で3番目の特定適格消費者団体の認定を受けた。

- 活動委員会では6事業者に広告表示改善要望書を送付、うち2事業者と面談を実施した。
- 消費者力アップ学習会を3回実施、出前講座は5件の申込みがあった。
- 埼玉県からの受託事業として「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正広告推進事業」に取り組んだ。

活動決算：消費者庁「消費者被害の実態調査業務（北関東地方）」事業収益 3,786,528 円、埼玉県受託事業 事業収益 23,588,366 円、受取会費 2,263,000 円 他、寄付金、助成金などを含め、経常収益計 31,129,901 円 経常費用計 32,202,595 円で、税引き前当期正味財産増減額は△1,072,694 円、次期繰越正味財産額は 17,246,343 円であった。

定款一部変更：NPO 法改正に伴い変更な条項のうち未改定であった条項(収入→収益に変更等)

役員一部変更：会員団体からの推薦による理事の退任に伴う一部選任



▲採決の様子



▲活動委員会報告の様子



報告事項 岩岡専務理事より「2019 年度の事業計画と活動予算」を報告した後、第 1 回理事会を開催、新たに専務理事に互選された吉川尚彦専務理事より 2019 年度の理事会体制、検討委員、活動委員を紹介し、長田検討委員会委員長による検討委員会事例報告、活動委員 2 名による活動報告を行ないました。

▲検討委員会報告：長田検討委員長



記念講演 「埼玉消費者被害をなくす会の差止請求及び被害回復活動報告」

株式会社NTTドコモ：長田弁護士

「当社はこの約款を変更することがあります。その場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります」との包括的な約款変更条項の変更を求めた差止請求訴訟では一審、高裁判決ともなくす会の主張を棄却。現在最高裁の判断を待っているところである。

株式会社ディー・エヌ・エー：木下弁護士

「当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません」との条項が修正されないため期日継続中。

株式会社アメニティ：仲野司法書士

申入れにより「申込書兼同意書」において提携の病院名が削除され、「提携病院の推薦によりアメニティセットのレンタルを取り扱う事業者であること」が明記された。

株式会社エムアンドエム：満尾弁護士

定期購入により購入が義務付けられる価格の総額をわかりやすい箇所に明記することなどを求めている。誤認のおそれが解消されていない新たな Web 表示がなされたことから継続して改善を求めている。

アマゾンジャパン合同会社：佐藤弁護士

Amazon の商品画面で関東への配送料無料と表示していたにも関わらず、決済時に送料が加算されたとの事象。個々の被害額は小さいが多数の被害者がいる可能性があるため、公表等の方法により消費者へ周知することなどを求め「申入れ」を行なった。

総括：池本弁護士

消費者、事業者双方にとっての市場全体の健全化のために活動している。被害に関する情報提供と財政的基盤の確立が重要。当会の活動について広く呼びかけていただきたい。

アマゾンジャパン合同会社に対し「申入書」を送付しました

情報提供の内容

アマゾンの商品画面では関東への配送料無料と表示されているにもかかわらず、決済時に送料が加算されていた。特に Amazon でワンクリック注文（1-Click とは、ボタンを 1 回クリックするだけでショッピングカート画面を省略して注文することができる機能）で購入する場合、ショッピングカート画面を省略するので送料が加算されたことに気付かず、クレジットカードの請求書を見て気づくことがある。

「問合せ」「申入れ」「回答」

	問合せ	回答
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ①本事象とその原因、対応などに関する情報の公表の有無 ②公表した場合その方法 ③現在公表していない場合、今後の予定の有無及び公表時期 ④本事象に基づく過誤課金件数及び返金状況（件数及び返金方法） 	<ul style="list-style-type: none"> ①②③公表はしておらず、その予定もない ④把握している発生件数は 17 件。すべてにつき、ギフトカードやクーポンの発行または現金により、差額配送料相当分の返金を完了。
申入れ	<ul style="list-style-type: none"> ①本事象の発生、申出があれば返金することを公表する等の方法により消費者に周知すること、 ②把握できた消費者に対し、前記①の内容を通知すること、 ③消費者の申出に対し、事実関係を確認のうえ速やかに返金すること、 ④以上の実施状況を当会に定期的に報告すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①「引き続きご申告いただいたお客様に対し個々に返金対応を行っていくことが、弊社がとりうる最善の対応である」②本事象の原因であるバグは「出品者が東京への配送料を無料と設定していた場合に『関東への配送料無料』と表示されてしまうものである」③「弊社サイト上において商品を販売する各販売事業者が、各々の販売する商品についていつでも自由に配送料の設定・変更の内容及び時期を特定することができません」④「本事象の発生状況を弊社が把握し特定することは技術的に不可能です」③「今後も引き続き、すでに発生済みの本事象に関して、個別にお問い合わせをいただいたお客様に対し、真摯に対応し、誤加算のあった送料相当額を速やかに返金させていただく所存です」④（回答なし）

今後の扱い

個々の被害額はそれほど大きくはないものの、多数の被害者がいる可能性があることから、引き続き問合せなどを継続する予定です。進捗状況は当会ホームページ及び今後のニュースレターに掲載します。

（株）ディー・エヌ・エーに対する差止請求訴訟 傍聴のご案内

（株）ディー・エヌ・エーに対する差止請求訴訟の第 8 回弁論期日が下記の通り行われます。

傍聴での応援をよろしくお願いいたします

期日：2019年9月11日（水）10時30分～

法廷：さいたま地方裁判所第105号法廷（B棟1階）



キャッシュレス決済と信用格差社会

～簡単・便利なだけじゃない。使う前にきちんと理解を～



メディアで取り上げられるのは、キャッシュレス決済が簡単・便利だということ。

しかし、個人情報などが企業に流れたり与信への影響が懸念されたりと、キャッシュレス社会の未来に対する不安の声もあがっています。アメリカ、中国、韓国で発生している信用格差などについても学びます。

日 時：2019年8月28日(水) 10時～12時

会 場：浦和コミュニティセンター第13集会室 (JR浦和駅東口 浦和パルコ上10階)

講 師：岩田 昭男氏 消費生活評論家・ジャーナリスト
キャッシュレス覇権戦争 (NHK 出版新書) 著者

参加費：無料

定 員：80名 (要申込み)

駐車場：あり (有料)

申込み・問合せ：TEL 048-844-8972



ご挨拶

第16回通常総会をもって岩岡宏保が退任し、新たに吉川尚彦(よしかわたかひこ)(写真)が専務理事兼事務局長に就任いたしました。今後ともよろしくお願いたします

2019年度の会費納入のお願い

早めの納入をお願いいたします

- 年会費：個人正会員 (3,000円)
個人賛助会員 (1,000円)
- 振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店
普通 No.5098908
(特非) 埼玉消費者被害をなくす会
- 問合せ：埼玉消費者被害をなくす会
事務局 TEL 048-844-8972

商品事故・契約トラブルにあった時は、消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！



- ◆ 埼玉県消費生活支援センター (彩の国くらしプラザ内) TEL 048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL 188 (いやや!) (お住まいの市町村相談窓口につながります)